

## ○業務の名称及び業務番号

「令和6年度ダイオキシン類調査業務委託」

（業務番号：6地環第21号）

①入札説明書

②業務委託仕様書

③競争入札参加資格審査申請書様式

④競争入札参加資格申請の手引き

## 入札説明書

### 1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

#### (1) 業務の名称及び業務番号

業務名：令和6年度ダイオキシン類調査業務委託

業務番号：6地環第21号

#### (2) 業務期間（委託期間）

契約締結日から令和7年3月21日まで

#### (3) 委託内容

別添「令和6年度ダイオキシン類調査業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 業務場所

長崎県内一円

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和6年6月12日（水）午前10時00分

場所：長崎県庁行政棟6階 入札室（長崎市尾上町3-1）

・電送及び郵送による入札は認めない。

・なお、入札・開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に2(1)の部局に確認すること。

#### (6) 資格審査結果通知書の提示

入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、資格審査結果通知書等（資格審査結果通知書の写しのほか、名刺、運転免許証、健康保険証など。）を入札執行者又は補助者に提示すること。

#### (7) 入札書の記載方法

①入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

③入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。

④入札書の提出後は、書き換え、撤回することはできないこと。

⑤代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

⑥入札書の宛名は「長崎県知事 大石 賢吾」とすること。

## (8) 入札保証金

以下のいずれかで対応すること。

### ①入札保証金の納付

- 1) 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること（入札書に記載するのは税抜きであることに注意すること）
- 2) 納付に係る書類の様式は特に定めないが、事前に2（1）の部局へ連絡をしたうえで、次の事項を記載した申出書を令和6年5月24日（金）正午までに、2（1）の部局へ提出すること（書留郵便など配達記録が残るものに限り郵送も可）。
  - ・宛名（長崎県知事）
  - ・作成日
  - ・入札者の住所または所在地、氏名または名称及び代表者名（代表者印（個人の場合、本人の印）を押印）
  - ・申出内容（「下記業務の入札に参加するにあたって、入札保証金を納付したいので申し出ます。」と記載。）
  - ・業務名 令和6年度ダイオキシン類調査業務委託
  - ・入札保証金納入額
- 3) 申出書を受け取り次第、納付書を送付するので、最寄りの金融機関において納付すること。
- 4) 納付を確認するため、金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを令和6年5月31日（金）までに2（1）の部局へ提出すること。

### ②県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する

- 1) 入札保証保険契約の付保額が契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上となることに留意すること。
- 2) 入札保証保険証書は、その写しを令和6年5月31日（金）までにFAX等により2（1）の部局に提出し、正本を入札前までに提出すること。
- 3) 入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとすること。

### ③入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間の同種、同規模の契約を締結したことの証明（2件以上）を提出する

- 1) 「同種」については、工事、船舶及び物品を除く契約に限る。
- 2) 「同規模」については、長崎県財務規則により次の3段階に区分して判断する。
  - ア 3,000万円以上
  - イ 3,000万円未満1,000万円以上
  - ウ 1,000万円未満
- 3) 契約を締結したことの証明は契約書の写しで構わない。（原本証明を行ったものを提出）

- 4) 本証明に基づき入札保証金の免除を申請する場合は、該当する契約書の写し（2件）に免除申請の旨を記載した申請書（会社名、代表者名を記入し、代表者印を押印）を添え、令和6年5月31日（金）までに2（1）の部局へ提出すること。

#### （9）契約保証金

- ①契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- 1) 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。なお、履行保証保険の契約期間は、契約予定日からとすること。
  - 2) 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間と同種、同規模の契約の履行証明（2件以上）を提出する場合。（同種、同規模の考え方については1（8）③1）、2）と同様）

#### （10）入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の①から⑦により無効となった者は、再度の入札に参加することができない。

- ①競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。
- ②入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③入札者が連合して入札したとき。
- ④入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑦長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ⑨入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑩入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑪誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑫入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑬民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行

者が認めた場合。

- ⑭その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### (11) 落札者の決定方法

- ①長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 97 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込をした者を契約の相手方とする。
- ②落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- ④落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 【注意事項】

- ・第一回目の入札及び開札で落札者が決定しない場合は、入札者立ち会いのもとに、再度又は再々度の入札及び開札を行うこととする。

#### (12) 契約書の作成等

- ①落札通知を受けた日から 5 日（県の休日を除く。）以内に契約が締結できるよう手続きを行うこと。
- ②その他入札、開札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

#### (13) 競争入札の参加資格

令和 6 年 5 月 15 日告示に基づく資格審査申請を行い、入札参加資格を有すると認められた者。（当該告示は長崎県ホームページに掲載中。）

## 2 その他

#### (1) 当該契約事務に関する担当部局（申請書の交付、提出場所及び問い合わせ先）

住所：〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

名称：長崎県県民生活環境部地域環境課（環境監視班）

電話：095-895-2356

FAX：095-895-2572

#### (2) 入札参加資格審査を得るための申請方法等

- ①入札参加を希望する者は、競争入札の参加者の資格等（令和 6 年 5 月 15 日告示）に定める審査申請書に必要事項を記載し、関係書類を添えて提出すること。

②申請の受付期間は、この入札に関する公告の日から令和6年5月22日（水）まで（ただし、県の休日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

# 令和6年度ダイオキシン類調査業務委託仕様書

本仕様書は、長崎県（以下「甲」という。）が発注する令和6年度ダイオキシン類調査業務委託について、受託者（以下「乙」という。）が厳守しなければならない仕様を示すものである。

## 1 目的

ダイオキシン類対策特別措置法第26条(常時監視)に基づき、長崎県における環境中のダイオキシン類濃度の把握及び監視のため本業務委託を実施する。

## 2 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）までとする。

## 3 業務内容

### (1) 試料の採取

甲が指定する調査地点において所定の時期に、乙は「大気」、「水質（公共用水域及び地下水）」、「土壌」及び「底質」に係る環境試料を自ら採取するものとする。

なお、分析については、乙が自ら行うほか、甲の承諾を得て再委託することができる。

### (2) 採取した試料の分析

乙は(1)で採取した試料について、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に定めるダイオキシン類の濃度の分析等を行うものとする。

なお、乙は、試料の採取及び分析にあたっては5に留意すること。

(参考) ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）
コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）

## 4 調査地点、採取の時期及び採取する検体数等

(1) 調査地点 長崎県内一円（詳細については別添1を参照のこと。）

(2) 採取時期 別添1を参照のこと。

(3) 検体数 別添1を参照のこと。

## 5 試料採取及び分析方法

### (1) 大気

試料採取及び分析方法については、次に示すとおりとする。

・「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（令和4年3月改訂、環境省）により実施すること。

・なお、試料採取は1週間サンプリング手法（7日間連続）により実施すること。

### (2) 水質（公共用水域：河川及び海域）

試料採取及び分析方法については、次に示すとおりとする。

#### ① 試料採取

・「水質調査方法」（昭和46年9月30日付け環水管第30号、環境庁）及び「ダイオキシン類に係る水質調査マニュアル」（平成10年7月、環境庁）により実施すること。

・なお、採取した水の状態を示す項目として、pH・水温・電気伝導率・SS・濁度・透視度（海域は透明度）を調査すること。

#### ② 分析

・日本産業規格K 0312に定める方法により実施すること。

### (3) 水質（地下水）

試料採取及び分析方法については、次に示すとおりとする。

#### ① 試料採取

- ・「水質調査方法」（昭和46年9月30日付け環水管第30号、環境庁）及び「ダイオキシン類に係る水質調査マニュアル」（平成10年7月、環境庁）により実施すること。試料採取に関して、ポンプが設置されている井戸の場合には、ポンプが通常使用されている状態で採水すること。休止井戸の場合は、井戸内の滞留水を排除してから採水を開始すること。
- ・なお、採取した水の状態を示す項目として、pH・水温・電気伝導率・SS・濁度・透視度を調査すること。

#### ② 分析

- ・日本産業規格K 0312に定める方法により実施すること。

### (4) 土壌

試料採取及び分析方法については、次に示すとおりとする。

- ・「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（令和4年3月、環境省）により実施すること。
- ・なお、試料の含水率・強熱減量・土性・土色を併せて調査すること。

### (5) 底質

試料採取及び分析方法については、次に示すとおりとする。

- ・「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（令和4年3月、環境省）により実施すること。

## 6 分析に係る留意点

- (1) 試料の分析については、計量法第121条の2に規定する特定計量証明事業者認定制度（以下「MLAP」という。）の認定を受けた検査機関において行うこと。
- (2) 乙がMLAPの認定を受けていない場合は、当該認定を受けた検査機関に分析を外注すること。
- (3) 分析を外注する際には、下記項目を遵守すること。
  - ①乙は別添2に示す作成要領に基づき作成した書類を、甲との委託契約締結後に甲に提出し、甲の承諾を得ること。
  - ②外注による分析業務は、①の甲の承諾を得た後に開始すること。
  - ③乙は外注する分析機関に対して、「8 精度管理」の各項目を厳守させること。

## 7 機材等の準備

本業務委託に係る試料採取・分析に係る機材、車輛及び試料採取容器等については、乙が準備・手配するものとする。

## 8 精度管理

乙は、試料採取・分析にあたり、精度管理に係る事項として、以下の項目に従うこと。

- ①「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針」（平成22年3月、環境省）に基づき実施すること。
- ②二重測定については、調査対象毎に調査検体数の10%以上を対象に実施すること。ただし、公共用水域水質及び底質においては、河川及び海域のそれぞれにおいて、10%以上を対象に実施すること。
- ③大気に係る調査においては、トラベルブランクを一連の調査毎に1回（1検体）、年間で計2回（2検体）実施すること。

## 9 報告

乙は、令和7年3月21日（金）までに、下記の項目について甲に提出すること。ただし、調査の結果、環境基準を超える可能性のある場合については、速報値報告書（様式任意）にクロマトグラムを添えて速やかに甲に報告するものとする。



- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| ①調査方法及び調査結果報告書                   | 1部 |
| ②精度管理方法及び精度管理結果報告書               | 1部 |
| ③全測定結果に係るクロマトグラム                 | 1部 |
| ④環境省報告様式（Excel）による測定結果を入力した電子データ | 1部 |
- なお、②～④については、CD-Rにより報告するものとする。

#### 10 その他

乙は、本仕様書において疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事由が生じたときは、甲にすみやかに報告しその指示に従うものとする。

## 令和6年度調査地点及び採取検体数等

※調査月については現時点での予定であり、最終的な日程については契約後に別途協議する。

## 1 大気

番号	地区	調査地点	所在地	調査月	検体数
1	西彼	時津小学校大気測定局	時津町野田郷	8月、1月	2検体
2	離島	長崎県五島保健所	五島市福江町	8月、1月	2検体
	合計				4検体

※調査地点については、原則上記調査地点とするが、各地区内において変更する場合がある。

## 2 水質（公共用水域及び地下水）

## ＜公共用水域：河川＞

番号	地区	水域名称	調査地点	所在地	調査月	検体数
1	県南	土黒川	浜田橋下	雲仙市国見町	7月	1検体
	合計					1検体

(注) 調査地点は、環境基本法第16条第2項及び平成4年3月18日付け環境庁水質保全局長通知に基づき、県が策定した令和6年度水質測定計画中の環境基準地点と同じ。

## ＜公共用水域：海域＞

番号	地区	水域名称	地点名	北緯 (度、分、秒)	東経 (度、分、秒)	調査月	検体数
1	有明海	有明海	口之津港	32.36.37	130.11.16	7月	1検体
2	離島海域	壱岐海域	郷ノ浦港	33.44.30	129.41.08	7月	1検体
	合計						2検体

(注1) 調査地点2地点はいずれも、環境基本法第16条第2項及び平成4年3月18日付け環境庁水質保全局長通知に基づき、県が策定した令和6年度水質測定計画中の環境基準地点と同じ。

(注2) 緯度、経度は世界測地系に基づく表示。

(注3) 試料の採取にあたっては、船舶を使用して行うこととなることに留意すること。

## ＜地下水＞

番号	地区	調査地点	調査月	検体数
1	県北	平戸市田平町大久保免所在の湧水※	10月	1検体
	合計			1検体

(注) 表中、※印を付した井戸、湧水の所在の詳細については受託者のみに開示する。

## 3 土壌

番号	地区	調査地点	所在地	調査月	検体数
1	県央	川棚特別支援学校	川棚町小串郷	9月	1検体
2	離島	大浜公園	五島市小泊町	9月	1検体
	合計				2検体

## 4 底質

### <河川>

番号	地区	水域名称	調査地点	所在地	調査月	検体数
1	県南	土黒川	浜田橋下	雲仙市国見町	7月	1検体
	合計					1検体

(注) 調査地点は、環境基本法第16条第2項及び平成4年3月18日付け環境庁水質保全局長通知に基づき、県が策定した令和6年度水質測定計画中の環境基準地点と同じ。

### <海域>

番号	地区	水域名称	地点名	北緯(度、分、秒)	東経(度、分、秒)	調査月	検体数
1	有明海	有明海	口之津港	32.36.37	130.11.16	7月	1検体
2	離島海域	壱岐海域	郷ノ浦港	33.44.30	129.41.08	7月	1検体
	合計						2検体

(注1) 調査地点2地点はいずれも、環境基本法第16条第2項及び平成4年3月18日付け環境庁水質保全局長通知に基づき、県が策定した令和6年度水質測定計画中の環境基準地点と同じ。

(注2) 緯度、経度は世界測地系に基づく表示。

(注3) 試料の採取にあたっては、船舶を使用して行うこととなることに留意すること。

## 令和6年度ダイオキシン類調査業務委託において、分析業務を外注する際に提出する書類の作成要領

業務委託仕様書の「6 分析に係る留意点」(3)の①に定める書類は、以下の内容を含んだものとする。

### 1、分析業務の外注に関する事項について

- ① 外注先の分析機関に関する情報
  - ※ 外注先機関の情報、選定基準、これまでの契約履歴等を記載
  - ※ 別途下記の書類を添付すること
    - ・ 外注分析機関の MLAP 認定証（有効期限内のものに限る）の写し
    - ・ 外注分析機関との分析業務に係る契約書の写し
- ② 外注先の分析業務を含む全体の業務管理の実施方法
  - ※ 分析の進捗状況や外注先における精度管理の確認方法、全体の管理の取りまとめを行う部署及び責任者について記載
- ③ 分析結果に対する責任の所在
  - ※ 異常値等が出た際の再検査及び試料採取・分析方法等に問題が無かったかの検証等をどこが主体で行うのか、などを記載

### 2、受託者が行う業務について

- ① 試料採取における作業フロー・使用器具・携行装備
  - ※ 大気、水質（河川・海域・地下水）、土壌、底質の種類ごとに記載
- ② 試料採取後の検体における保管方法
- ③ 試料運搬時の車両情報・事故時の対応方法
- ④ 検体の受け渡しにおけるチェック体制
  - ※ 検体の取り違いや採取場所等の伝達ミスを防ぐためにどのような手法を用いるかを記載
- ⑤ 外注先との連絡体制
- ⑥ その他受託者が必要と判断した情報

(様式第1号)

# 競争入札参加資格審査申請書

長崎県が発注する令和6年度ダイオキシン類調査業務委託に係る競争入札に参加する資格について、関係書類を添えて審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

登録番号								
------	--	--	--	--	--	--	--	--

本社

--	--

郵便番号					-				
所在地									
フリガナ 商号又は名称									
フリガナ 代表者職氏名									印
電話番号					FAX番号				

支社

--	--

郵便番号					-				
所在地									
フリガナ 商号又は名称									
フリガナ 代表者職氏名									印
電話番号					FAX番号				

(次のいずれかの番号を○で囲むこと。)

消費税及び地方消費税	
1 課税	2 非課税

## 目 次

- 1 誓 約 書 (様式第2号)
- 2 財務関係明細書
- 3 営業概要書
- 4 委 任 状

## 添 付 書 類

ア 法人にあつては、登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)

イ 個人にあつては、次の①、②及び③

① 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書

② 住所地の市町村長が発行する住民票

③ 法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 印鑑届 (様式第3号)

カ 計量法第107条の規定に基づき長崎県知事が交付した省令第38条に定める事業区分のうち省令別表第4の6の項に定める大気中の物質の濃度に係る計量証明事業者としての登録証について、申請者により原本証明された写し

(様式第2号)

# 1 誓 約 書

令和6年度ダイオキシン類調査業務委託に係る競争入札に参加する資格を取得したうへは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して不正の行為をなさないことを誓約いたします。

なお、万一違反不正の行為があった場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

## 2 財務関係明細書

貸借対照表

令和 年 月 日現在 単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金		支払手形	
受取手形		買掛金	
売掛金		短期借入金	
有価証券		未払金	
商品・製品・仕掛品		未払費用	
原材料及び貯蔵品		賞与引当金	
前払金		その他流動負債	
短期貸付金			
未収金		固定負債	
その他の流動資産		長期借入金	
貸倒引当金		退職給与引当金	
		その他固定負債	
固定資産			
有形固定資産		負債の部 合計	
土地			
建物・構築物		資 本 の 部	
機械・運搬具		資本金	
工具器具・備品			
その他有形固定資産		法定準備金	
		資本準備金	
無形固定資産		利益準備金	
電話加入権			
その他無形固定資産		剰余金	
		任意積立金	
投資等		別途積立金	
		当期末処分利益 (当期利益)	
繰延資産			
		資本の部 合計	
資産の部合計		負債・資本の部合計	

損益計算書 ( 年 月 日から 年 月 日まで)

単位：千円

経常損益の部	
営業損益の部	
(ア) 売上高	
(イ) 売上原価	
(ウ) 売上総損益[(ア)-(イ)]	
(エ) 販売費及び一般管理費	
(オ) 営業利益[(ウ)-(エ)]	
営業外損益の部	
(カ) 営業外収益	
(キ) 営業外費用	
(ク) 経常利益[(オ)+((カ)-(キ))]	
特別損益の部	
(ケ) 特別利益	
(コ) 特別損失	
(サ) 税引前当期利益[(ク)+((ケ)-(コ))]	
(シ) 法人税住民税等	
(ス) 当期利益[(サ)-(シ)]	
(セ) 前期繰越利益等	
(ソ) 当期末処分利益[(ス)+(セ)]	



### 3 営業概要書

#### (1) 前2カ年の損益状況

	売上高(A)	売上総損益 (売上高-売上原価)	当期利益	(A)のうち長崎 県庁への売上高
直前 事業年度	千円	千円	千円	千円
基準年度				

- (注) 1 直前事業年度欄は、基準年度の直前1年間の事業年度の実績を記入すること。  
2 基準年度欄は、基準年度の実績を記入すること。

#### (2) 前2カ年の自己資本金の状況

(単位：千円)

自己 資本 額	区分	資本金	資本 準備金	利益 準備金	任意・別途 積立金	当期 未処分利益	計
	直前の事業年度						
	基準年度						

#### (3) 財務比率

利益率	当期利益	千円	×100=	%
	総売上高	千円		
固定長期 適合率	固定資産計	千円	×100=	%
	固定負債計+自己資本計	千円		
流動比率	流動資産計	千円	×100=	%
	流動負債計	千円		

- (注) 小数点以下2位まで計算して2位を四捨五入すること。





(6) 従業員数（常勤の役員を含む。代表は除く。）

従業員数		技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他職員 人	合計 人
	総従業員数				
	支社等の従業員数	( )	( )	( )	( )

1) 技術関係職員の職種別内訳

職 種 別	人 数		資格等の内容
	総 数	支 社 等	
		( )	
		( )	
		( )	
		( )	
		( )	
		( )	
		( )	
		( )	
		( )	
		( )	

(注) 支社等の従業員数は支社等に入札の権限を委任する場合に、総従業員数の内数として記入する。

2) 総括責任者等の設置可能数

職 種	総括責任者(人)	副総括責任者(人)	技術責任者(人)

※ 該当する公示を参考に必要な項目のみ記載してください。

3) 上記2)の詳細情報

(総括責任者)

氏 名	職 名	入札に付する業務に係る資格等※

(副総括責任者)

氏 名	職 名	入札に付する業務に係る資格等※

(技術責任者)

氏 名	職 名	入札に付する業務に係る資格等※

※入札に付する業務を実施するにあたり必要と思われる資格等について記載すること。

## 4 委 任 状

商号又は  
名 称

私は、役 職 名

を代理人と定め下記権限を

氏 名

委任します。

- 1 見積・入札・契約締結の件
- 2 物品納入・代金請求・領収の件

委任期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(注) 委任状は、権限を支社（店）長等に委任する場合のみ記入すること。

(様式第3号)

登録番号					
------	--	--	--	--	--

印 鑑 届

弊社（店）が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届け出ます。

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(様式第4号)

# 資格審査結果通知書

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

長崎県知事 大石 賢吾

さきに提出されました競争入札参加資格審査申請書に基づき、貴社の参加資格を  
審査した結果、（下記のとおり資格がある、資格がない）ものと決定しました。

記

1 登録番号

2 登録年月日

3 登録品目（業種）

4 有効期間



(様式第5号)

登録番号				
------	--	--	--	--

## 資格審査申請事項変更届

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所在地

TEL/FAX

商号又は名称

代表者氏名

印

競争入札参加資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

### 記

変更事項及び変更年月日	変更前	変更後

(注) 変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。

(様式第6号)

## 入札書

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所在地

商号又は名称

代表者(職)氏名

印

(代理人による入札の場合は、代理人の記名押印が必要です。)

代理人氏名

印

下記業務を請け負いたいので、下記金額をもって入札します。

### 記

¥
---

- 業務名 令和6年度ダイオキシン類調査業務委託
- 履行期間 契約締結日から令和7年3月21日
- 履行場所 長崎県内一円

### 備考

- 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を記入すること。
- 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。

(様式第7号)

(入札用封筒)

(表)

業務名：令和6年度ダイオキシン類調査業務委託
<b>入札書</b>
商号又は名称

(裏)

--

(様式第8号)

## 委任状

長崎県知事 大石 賢吾 様

令和 年 月 日

委任者 所在地

商号又は名称

代表者(職)氏名

印

今般下記の者を代理人として定め、次の権限を委任いたします。

代理人氏名

印

(委任事項)

令和6年度ダイオキシン類調査業務委託の入札及び見積りに関する一切の権限

(注)

- 1 代表者の印は、長崎県へ届出済の印と同一であること。
- 2 代理人の印は、代理人が入札で使用する印と同一であること。

# 競争入札参加資格申請の手引

長崎県 県民生活環境部 地域環境課

## 1 申請書の提出

### (1) 受付期間

申請の時期は、この入札に関する公示の日から令和6年5月22日まで(県の休日を除く)の午前9時から午後5時までとします。

### (2) 提出場所

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県県民生活環境部 地域環境課 (環境監視班)

電話 (代表) 095-824-1111 内線: 4757

(直通) 095-895-2356 担当: 神崎

### (3) その他

- ・資格審査の結果は文書で通知します。
- ・資格の有効期間は資格を付与された日から令和7年3月31日までとします。

## 2 申請書を受付できない方

令和6年5月15日付け一般競争入札に参加する者の資格等について(告示)の2の競争入札に参加することができない者に該当する者。

## 3 申請書添付書類

申請には「競争入札参加資格審査申請書」のほかに、次の書類が必要です。

区 分	添 付 書 類
ア) 登記簿謄本	○申請人が法人の場合添付。
イ) 身元(分)証明書	○申請人が個人の場合添付。本籍地の市町村長発行のもの。
ウ) 住民票	○申請人が個人の場合添付。住所地の市町村長発行のもの。
エ) 成年後見登記制度における登記事項証明書	○申請人が個人の場合添付。東京法務局が証明するもの。 ○最寄りの法務局から登記されていないことの証明申請書(登記事項がある場合は登記事項証明申請書)を求め、郵送等で証明申請を行う。登記されていないことの証明は「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」証明をとること。

<p>オ) 納税証明書</p>	<p>1. 『(都道府) 県税に関し未納がないことを証する証明書』 … 長崎県内に本社又は支店等があるものについては長崎県の県税事務所が発行したもの。 本社及び支店等が長崎県外の場合は本社の所在地の県(都道府)税事務所が発行したもの。 2. 『消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書』(免税業者は除く) …税務官署が発行したもの。</p>
<p>カ) 許認可等証明書の写し</p>	<p>○営業に関し許可、認可等を必要とする場合のみ。 ※申請者により原本証明がされたもの</p>
<p>キ) 特定計量証明事業者認定制度認定証(有効期限内のもの)の写し</p>	<p>○ダイオキシン類濃度の分析について自ら分析を行う場合は、自らの認定証の写しを添付する ○ダイオキシン類濃度の分析について外注する場合は、外注しようとする機関の認定証の写しを添付する ※いずれの場合も申請者により原本証明がされたもの</p>
<p>ク) ダイオキシン類濃度の分析の外注に係る契約書の写し又は契約を結ぶ確約書等</p>	<p>○ダイオキシン類濃度の分析について、外注する場合に添付 ※写しを提出する場合は、申請者により原本照合がされたもの</p>

※ア)～オ)までは、原本又は申請者により原本証明された写しとし、参加資格申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。

#### 4 申請書の記載方法

##### (1) 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

①登録番号は、資格審査を行った後、資格を付与する場合に決定するので、申請書には記入しないこと。

②支社(店)等に入札等の権限を委任する場合でも、本社名で申請すること。

1) 「所在地」欄においての丁目、番号は「- (ハイフン)」により省略して記載してかまわないこと。

(例) 長崎市尾上町3-1

2) 「商号又は名称」の欄で株式会社等法人の場合は次のように略号を用いてかまわないこと。

株式会社- (株) 有限会社- (有) 合名会社- (合) 合資会社- (資)

フリガナの欄はカタカナで記載し、(株)、(有)等のフリガナは記載しないこと。

(例) 

カキヨウ
(株) 環境

3) 「代表者職氏名」の欄は、氏名のフリガナはカタカナで記載すること。なお、代表者の役職についてはフリガナは記載しないこと。

(例)	カキヨウ  タウ
	代表取締役  環境  太郎

4) 「電話番号」、「FAX番号」の欄は市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、( ) は用いないこと。

(例)	095-895-2356
-----	--------------

5) 「支社」は、支社等に入札・契約等の権限を委任する場合に記入すること。

③「消費税及び地方消費税」の欄は消費税法に基づく区分で、申請時点で「課税、非課税のいずれか該当するもの(番号)」を○で囲むこと。

※『消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書』の添付の要否は、ここで判断するので、真実に相違ないよう十分留意すること。

(2) 誓約書(様式第2号)

本社の代表者及び入札等の権限を支社等に委任した場合は支社等の代表者もそれぞれ誓約書を提出すること。

(3) 財務関係明細書

金額は、すべて千円単位で記入すること。

- ・基準年度分を記入すること。
  - ・決算書の貸借対照表、損益計算書から千円未満を切り捨てて記入すること。
- 従って、合計欄が合わない場合もあることに留意すること。

(4) 営業概要書

「(1) 前2カ年の損益状況」

- ・基準年度及びその前年度分を記入すること。
- ・「(A)のうち長崎県庁への売上高」は、長崎県(本庁、地方機関、高校、警察等)への売上がある場合に記入すること。

「(2) 前2カ年の自己資本金の状況」

- ・基準年度及びその前年度の年度末現在の状況を記入すること。
- ・個人の場合「資本金」には元入金を記入すること。

「(4) 営業実績(販売)」

- ・基準年度の販売実績を記入すること。(合計は損益計算書の売上高と一致する。)
- ・「営業比率」は全体を100とし、各取扱品目が全体に占める割合を記入する。

「(5) 営業経歴」

- ・「営業年数」及び「現組織へ変更後の営業年数」は月数計算で30日未満は切り捨てて記入すること。

「(6) 従業員数」

- ・「総従業員数」は代表者を除く常勤の総従業員数を記入すること。  
※支社等に権限を委任する場合は「支社等の従業員数( )」欄に総従業員数の内数で記入すること。
- ・なお、「総括責任者等の設置可能数」の欄には、本委託業務を実施すると仮定した場合に配置可能な人員を記載すること。
- ・また、(6)の3)の「入札に付する業務に係る資格等」の欄については、入札に付する業務を実施するにあたり必要と思われる資格等について記載すること。

(5) 委任状

- ・支社等に権限を委任する場合は、必ず記入すること。被委任者（受任者）は、支社（店）等の代表者を記入すること。
- ・委任期間は、資格を付与された日から令和7年3月31日までとすること。  
ただし、代金請求・領収の件まで委任する場合は、令和7年5月31日までとすること。

(6) 印鑑届（様式第3号）

- ・入札、見積、契約、請求書等県と取引をする場合に使用する印（支社等に権限を委任する場合は支社長等の印）
- ・使用する印は実印、登記印である必要はない。

(7) 資格審査結果通知書（様式第4号）

- ・告示の5の資格審査結果通知書の様式を示したものであり、申請の際には提出する必要はないこと。

(8) 資格審査申請事項変更届（様式第5号）

- ・資格審査申請の際には提出する必要はないが、申請書を提出し、受理された以降に申請書の記載内容に変更があった場合に提出すること。

5 資格審査申請事項の変更

競争入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 電話番号